

社会保障カード（仮称）に関する議論のための検討メモ（案）

1 基本的考え方

- 利用者の利便性を高めるため、年金・医療・介護分野での活用を検討しつつ、他の社会保障分野における将来的な用途拡大（対象制度、閲覧可能情報等の拡大）を妨げないようにする。
- 保険者やサービス提供者等の事務効率化にも資する仕組みとする。
- プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消するとともに、セキュリティ対策についても具体的に示していく。
- 費用対効果に優れた仕組みとする。

2 現状と課題

（年金・医療・介護各制度にまたがる現状と課題）

- ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証が各保険者から別々に交付されており、複数の手帳・カードを管理する必要がある。
- ・ 年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証には多くの個人情報に記載されており、これを紛失した場合・盗難にあった場合に、個人情報の流出や悪用のおそれがある。
- ・ 各制度、各保険者で加入者を管理しており、制度や保険者をまたがって、個人を同定することが困難であるため、併給調整等に多くの事務負担が発生している。

（例 医療保険の傷病手当金と年金との併給調整）

- ・ 医療保険の傷病手当金について、同一の傷病により障害厚生年金を受けている場合、傷病手当金の額の調整が必要となることがある。

（例 介護保険料の特別徴収）

- ・ 介護保険の第1号被保険者（65歳以上の被保険者）の保険料を特別徴収（年金から天引き）する場合、年金保険者から得た情報と市町村の持つ情報とが一致せず、被保険者を同定する手続きが必要となることがある。

（各制度の現状と課題）

- **年金**
 - ・ 年金記録の管理について、国民の不安が高まっている。
 - ・ 自分の年金記録をいつでも、安全かつ簡便に入手・閲覧できる環境が必ずし

も十分に整備されているとはいえない。

- 一 現在利用されている年金記録の閲覧方法のうち、公的個人認証サービスの電子証明書を利用する方式は、ユーザID・パスワード認証方式よりもセキュリティ上、より安全なものとなっているものの、電子証明書が十分に普及していないこともあり、利用者が少ない。
- ・ 年金手帳の交付を受けてから年金の裁定請求をするまでの間、被保険者が年金手帳を使用する機会が少ないことから、年金手帳の保管場所がわからなくなるといったことが起こる。

○ 医療保険

- ・ 健康保険証は原則1人1枚となっているが、世帯で1枚という保険者も残っており、その場合、例えば、家族が同時に病気になった際に不便。
- ・ 健康保険証の他に、標準負担額減額認定証や高齢受給者証等が別途交付される場合があり、携帯・管理が不便。
- ・ 住所異動、転職等の際に、健康保険証を保険者に提出したり、返したりする必要がある。
- ・ レセプトへの資格情報の転記ミス、医療保険の未加入状態での受診や資格喪失後の受診等により、保険者・医療機関・審査支払機関に医療費請求における過誤調整事務が発生している。
- ・ 資格取得の届出漏れにより、医療保険に未加入という状態が発生しており、そのことが医療機関での未収金の発生原因のひとつとなっている。
- ・ レセプト情報を取得する手続に時間がかかる。
- ・ 被保険者番号は保険者ごとに付番され、保険者の異動等により番号が変わることから、例えば、過去に受診歴のある患者が一定期間後に再度来院した場合、医療機関に保存されている情報がその患者のものであるかどうかを同定できないことがある。

○ 介護保険

- ・ 住所異動（市町村をまたいだ住所異動）の場合に、介護保険被保険者証を保険者に返す必要がある。
- ・ 介護保険被保険者証の他に、介護保険負担限度額認定証が交付される場合があり、携帯・管理が不便。

3 実現しようとする社会保障カード（仮称）の導入による効果

【想定する社会保障カード（仮称）の仕組みの概要】

（資格確認関係）

- 年金手帳・健康保険証・介護保険被保険者証の役割を果たす1人1枚のカードとする。加えて、医療保険の標準負担額減額認定証などの様々な証明書の役割を果たすものとする。
- 医療機関窓口でカードのICチップを読み取ることで、保険者の資格情報のデータベースにオンラインでアクセスし、即時資格確認を行い、資格情報のレセプトへの自動転記を可能とする仕組みを導入する。
- 引越、転職等により保険者の異動があった場合でも、保険者の資格情報のデータベースが速やかに更新される仕組みとし、カードを保険者に返す必要がないものとする。

（情報閲覧関係）

- カードを用いて、自宅のパソコン（カードリーダー付き）や社会保険事務所等から、いつでも安全かつ迅速に自分の年金記録を閲覧することができる仕組みとする。
- 特定健診情報やレセプト情報を保険者が電子的に保有し、利用者にオンラインで提供する環境が整うことを前提として、自分の特定健診結果等の健康情報について、閲覧を希望する者が、カードを用いて閲覧できる仕組みとする。
- オンラインにより年金記録や特定健診結果等の健康情報を閲覧する場合には、オンライン上で厳格な本人確認を行うことができる仕組みとする。

（その他）

- 保険証としての機能や情報の閲覧機能といった基礎的な機能に加え、希望者には、身分証明書として使用可能なものとすることや、ICチップの区切られた別の空き領域を利用して、追加的な機能を持たせることができるものとする。

仮に、こうした仕組みとした場合に、以下の効果の実現され、利用者の利便性を向上させるとともに保険者やサービス提供者の事務効率化に資することが考えられる。

（年金・医療・介護各制度にまたがるもの）

○ 利用者にとっての効果

- ・ 1枚のカードで、年金・医療・介護の給付、サービスを受けることができる。

○ **事務面での効果**

- ・ 各保険者が個別に年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証を交付する必要がなくなり、事務負担が軽減される。
- ・ 制度や保険者をまたがった場合でも、個人を同定することができるので、制度間の併給調整等の事務負担が軽減される。
(例) 医療保険の傷病手当金と障害厚生年金との併給調整に係る事務負担が軽減される。

(年金)

○ **利用者にとっての効果**

- ・ 自宅のパソコン等から常時、安全かつ簡便に自分の年金記録を確認できることにより、安心できるとともに、その確認により内容に疑問が生じた場合には、別途、社会保険事務所等に照会することにより、年金記録に対する不安の解消が可能となる。
- ・ 年金手帳がカード化され、携帯性に優れたものとなるとともに、健康保険証、介護保険被保険者証と一体のものとなるため、使用頻度が多くなり、現在と比べて年金手帳の保管場所がわからなくなるといったことが起こりにくくなる。
- ・ オンラインでの年金の裁定請求等、年金関係手続が利用しやすい環境になる。

○ **事務面での効果**

- ・ ユーザID・パスワード認証方式により年金記録を提供することについて、ユーザID・パスワード発行等の事務負担が軽減される。
- ・ 年金手帳の再発行や窓口手続に係る事務負担が軽減される。

(医療保険)

○ **利用者にとっての効果**

- ・ 住所異動・転職等の際にも、健康保険証を保険者に提出したり、返したりする必要がなくなる。
- ・ 全保険者で健康保険証が1人1枚のカードとなる。健康保険証の他に標準負担額減額認定証等を別途持つ必要がなくなる。
- ・ 加入手続漏れの防止になり、医療保険の未加入や資格喪失後の受診の解消につながる。
- ・ 自分の健康情報（レセプトや特定健診結果等）の確認を安全にオンラインでできるようになる。

○ **事務面での効果**

- ・ 資格情報のレセプトへの自動転記により、レセプトへの転記ミスによる医療

費の過誤調整事務がなくなる。

- ・ 医療機関の窓口でオンラインによる即時資格確認が可能となり、未加入の状態での受診や資格喪失後の受診等による保険者・医療機関・審査支払機関における医療費の過誤調整事務が減少する。
- ・ 医療機関の窓口で資格確認が出来ることで、未加入の状態での受診や資格喪失後の受診が減少し、医療機関における未収金の発生を抑制する効果が見込まれる。
- ・ 標準負担額減額認定証等を保険者が別途発行する必要がなくなる。

(介護保険)

○ **利用者にとっての効果**

- ・ 保険者（市町村）を異動しても、介護保険被保険者証を保険者に返す必要がなくなる。介護保険負担限度額認定証を別途持つ必要がなくなる。
- ・ 自分の介護サービスの費用に係る情報をオンラインで確認できるようになる。

○ **事務面での効果**

- ・ 介護保険負担限度額認定証を別途発行する必要がなくなる。
- ・ 介護サービス事業者における介護給付費明細書への資格情報の転記ミス等による請求誤りがなくなるため、保険者及び審査支払機関の過誤調整事務が軽減される。

(その他)

○ **利用者にとっての効果**

- ・ 行政機関への申請について、窓口申請ではなく電子申請が行いやすくなる。
（例）健康保険任意継続被保険者資格取得申請等、社会保障分野の各種届出・申請
- ・ 希望者については、身分証明書として利用することが可能となるほか、ICチップの空き領域を利用して、追加的な機能を持たせることも可能となる。
- ・ カードの券面に記載する情報を必要最小限にとどめ、ICチップに情報を収録することにより、現行の被保険者証等に比べプライバシーの保護に優れたものとなる。

○ **事務面での効果**

- ・ 行政機関における窓口の事務負担が軽減される。

4 カード導入に当たっての留意点

- 社会保障カード(仮称)を一定の想定の下に導入した場合、上記のような効果が見込まれるが見込まれるが、具体的な仕組みの検討に当たっては、11月の作業部会において関係団体より出された懸念なども踏まえ、以下の点に留意し、プライバシーの侵害や情報の一元的管理に対する不安を解消するとともに、費用対効果に優れた仕組みとする必要がある。

(全体として留意すべき事項)

- ・ 個人情報の保護とセキュリティの確保のために十分な対策をとる必要がある。また、万が一、問題が生じた場合には、迅速かつ的確に対応できる仕組みとする必要がある。
- ・ 社会保障給付を受け得る全ての人を利用者として想定しており、利用者の中には、情報技術を使いこなす能力や判断能力等について大きな差があることから、様々なケースを想定しつつ、検討を進めていく必要がある。

(被保険者証、資格確認に関する事項)

- ・ カードが健康保険証の原本となるためには、全医療機関でオンラインでの資格確認が可能な環境を整える必要がある。
- ・ 被保険者の資格取得・喪失等の情報については、届出時期によるタイムラグが生じることに留意する必要がある。
- ・ 組合健保等の被保険者資格を喪失したという情報が国民健康保険に送られるようにするなど、一つの保険者での変更情報が他の保険者にも送られるような仕組みを検討する必要がある。
- ・ 国民健康保険では、保険料を滞納している被保険者に、状況に応じて短期被保険者証や資格証明書を発行する措置を講じているが、これは保険料を滞納している被保険者との納付相談の機会を増やす観点から行っているものであるため、その機会が減らないような工夫が必要となる。
- ・ 介護保険においては、資格取得・喪失情報以外にも、要介護認定等の情報が必要であり、カードの券面にこれらの情報を記載しないこととした場合、被保険者がこれらの情報を知る方策が必要となる。
- ・ 本人確認のために医療機関等の窓口でパスワードを入力させることがないような仕組みとする必要がある。

(情報の閲覧に関する事項)

- ・ カードによる情報閲覧が可能な端末機を一定程度制限するなど、情報の流出を防止し、プライバシーを保護するための方策を検討する必要がある。
- ・ レセプトは審査支払機関・保険者の審査を経て、その内容が確定するが、被保険者が閲覧したレセプト内容と実際の診療内容が異なる場合もあること

に留意が必要となる。また、非開示となるレセプトもあり、全てのレセプトを被保険者が自動的に閲覧できるわけではないことに留意する必要がある。

(カードの要件に関する事項)

- ・ カードの表面やICチップからカード所有者の個人情報を読み取れない仕組みとする必要がある。
- ・ セキュリティを確保するためには、カード所有者自身も自らの識別情報を知らない仕組みとすることや、カードの識別情報を単純な番号以外のものとするを検討する必要があるのではないか。

「4」の留意点に配慮しつつ、「3」の効果を実現するためには、以下の点を踏まえ、さらに具体的な検討を進める必要がある。

5 カードの要件・機能等

- 安全性に優れたICカードを導入して、紛失時等の収録情報の漏洩、悪用を防止する。
- ICカードは、国際標準に準拠したものとし、安全性を高めるとともに、将来的な用途拡大にも対応できるものとする。

(資格確認関係)

- ICカードの活用においては、不正利用がされないよう、カードに収録された情報が正しいことやカードそのものが正当なものであること等を確保する措置を講ずる必要がある。
- カードに収録する情報については、プライバシー保護の必要性や記載情報の変更による書き換え手続を必要最小限にとどめる観点から、可能な限り、本人確認のために必要な最小限のものに限定する。
- カードの券面に記載する情報については、氏名、発行者のみとすることを基本とすることが考えられる。なお、現行の被保険者証の券面に記載されている情報でカードの券面には記載されない情報については、例えば、その情報を記載した紙を添付するなどの対応を検討する必要がある。

さらに、移行期や異常時の対応、紛失時の再発行等の対応を検討する必要がある。

- 年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証を1枚のカードにし、確実に1人に1枚交付するため、現在、各制度・各保険者で管理されている加入者の資格情報を、同一人物であることが特定できるよう、何らかの方法で関連付ける必要がある。

その上で、ICチップやカードの券面に収録・記載する情報を必要最小限にとどめ、資格確認をデータベースにアクセスして行う場合、加入者を特定するための鍵となる情報をカードに収録し、その情報を利用して各加入者の資格情報にアクセスできるようにする必要がある。

加入者の資格情報を関連付け、鍵となる情報としてカードに収録する情報について、技術的には、以下の選択肢が考えられる。

案1 各制度共通の統一的な番号を利用

- ・番号については、希望により変更することが可能

案2 カードの識別子を利用

- ・個人に番号を付与するのではなく、カードの識別子（カードを識別する記号等）によって、加入者を特定する。
- ・カードが変わるたびにカードの識別子も変わる。

案3 各制度の現在の被保険者番号を利用

案3-2 各制度内で不変的な番号を創設し、利用

- ・各制度の被保険者番号等を直接関連付け、カードには各制度の番号を全て収録する。

案4 基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を利用

- なお、加入者を特定する前段階として、当該ICカードの正当性を確認することが必須となることから、どの案においても、カードのICチップには、カードを特定するためのカードの識別子（カードを識別する記号等）を記録する必要がある。

- 資格確認をデータベースにアクセスして行う場合、医療機関等から各保険者のデータベースに直接アクセスすることはシステム上の負担も大きいことが想定されるため、資格確認のための何らかの中継データベースを設置することを検討する必要がある。

- なお、資格確認のためにデータベースにアクセスする際には、不正アクセスを防止するための措置を講ずる必要がある。

- 停電やICチップの破損等の異常事態にどのように対応するかを検討する必要がある。
- カード発行・資格確認に必要なデータベースの管理・運営を行う主体については、国、地方自治体、保険者、その他これらから委託を受けた機関が考えられる。
- 資格情報のセキュリティ対策を徹底する。

(閲覧機能関係)

- カードを用いてプライバシー保護の必要性の高い情報を電子的に閲覧する際には、オンライン上での厳格な本人確認の仕組みが必要である。現在、オンラインでの行政手続においては、公的個人認証サービスの仕組みが活用されており、その活用を検討する。

6 利用制限

- カードの収録情報が本人以外の者によって目的外に利用されること等の不安を解消するため、収録情報に応じた利用制限を検討する。

(参考)

- ・ 住民票コードについては、住民基本台帳法において、第三者に対して住民票コードを告知することを求めてはならないとする「告知要求制限」、他に提供されることが予定される住民票コードの記録されたデータベースを構成してはならないとする「データベースの構築禁止」、これらに違反した場合の都道府県知事による中止勧告・命令等の利用制限措置が設けられているところ。(基礎年金番号については、「国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律」(平成19年法律第110号)において、住民票コードとほぼ同等の保護措置が規定されている。(平成22年1月施行))

7 発行・交付方法等

- 現在の年金手帳、健康保険証、介護保険被保険者証は年金・医療・介護各制度の保険者から発行されているが、制度によって保険者が、国、市町村、健康保険組合等と異なっていることから、社会保障カード(仮称)の発行にあたっては、各制度の保険者が他制度の保険者等にその発行事務を委託する等の制度上の整理が必要となる。
- カードの発行主体としてカードの運営責任を持つ「発行者」については、こ

の整理に応じて、検討していく必要がある。

- この「発行者」とは別に、どのような機関を通じてどのような方法でカードを交付するかといった交付方法については、「厳格な本人確認を行う必要性」、「カード受け取り時・紛失時等における利用者の利便性」、「費用対効果」等を踏まえて、検討する必要がある。

- ・ 交付方法については、カードを交付する際、どの程度厳格に本人確認を行う必要があるかにより、本人確認を行うために対面で交付する方法や、配達記録郵便等を利用して郵送で行う方法等の手段が考えられる。
- ・ 特に公的個人認証サービスの電子証明書をカードに搭載する際には、原則、対面で本人確認を行い発行することが求められる。

- これらを踏まえ、具体的な交付方法としては、以下の方法が考えられる。

案1 市町村が交付

- ・ 国、健保組合等が市町村にカードの交付を委託し、例えば、住民基本台帳カード（住基カード）発行と同様の手続きにより市町村が交付する。
- ・ その場合、市町村が住基カードと社会保障カード（仮称）の2種類のカードを交付することとするかどうかについて検討が必要。

案2 医療保険者が交付

- ・ 現行の医療保険者としての保険証発行手続を基に、医療保険者が交付する。
- ・ 加入者に、事業主経由（健康保険組合等の場合）、窓口交付や郵送等の手段で届ける。

案3 年金保険者たる国が交付

- ・ 例えば、郵送等の手段で届ける。
- ・ 被用者保険の加入者については、事業主経由で届ける方法もある。
- ・ その上で、20歳未満の被扶養者分等については、事業主や市町村に交付を委託することも考えられる。

- 公的個人認証サービスの電子証明書をカードに搭載することとした場合には、その機能搭載の仕組みを活用することとなる。

- 住基カードに社会保障カード（仮称）としての機能を搭載することについては、現在の仕組みを前提にすると、市町村をまたがる住所変更の際には再発行が必要となること等に留意することが必要。（現在、住基カードは市町村ごとに発行することとされている。）

- カード導入時に一時的にカードの発行が集中することを避けるための方法についても検討する。

8 費用、事務効率化等

(費用対効果)

- 費用及び効果については、具体的な制度の仕組みや、既存の仕組みの活用程度等により大きく異なる。
 - ・ どのようなデータベースやネットワークを構築する必要があるのかや、それらにつきどの程度既存の仕組みを利用できるかなどにより、費用は大きく異なる。
- 費用については、具体的な仕組みが固まっていない段階において詳細な試算を行うことは困難であり、今後、具体的な仕組みの検討を進め、その選択肢に応じた試算を行う。
- 効果については、利用者にとっての効果等、必ずしも定量的に表すことが出来ないものも含め、「3 実現しようとする社会保障カード（仮称）の効果」で挙げた効果が期待できる。

また、社会保障カード（仮称）という基盤ができることにより、年金、医療、介護の各分野や各種行政手続きのIT化が一層進展することが見込まれること、制度の運営に係る費用の節約につながる可能性があること、将来的には、より広い社会保障分野で利用される可能性があることを考慮する必要がある。

(費用負担)

- カード導入による費用と効果を踏まえ、カード交付方法等の複数の選択肢を比較検討しつつ、具体的な仕組みを検討する。費用負担の在り方については、引き続き、具体的な仕組みに応じた検討を行う。

9 その他

- 希望者が身分証明書としても使用できる顔写真付カードの交付方法について検討する。
 - ・ 顔写真付カードについては、写真の本人確認を行う必要がある。
- 技術の進展等に対応し、一定のセキュリティ水準を保持するため、カードには有効期限を設ける。

- 電子私書箱（仮称）についての検討を踏まえつつ、特定健診情報、レセプト情報等のデータベースのセキュリティ対策が徹底されることを前提として、カードを活用したオンラインでの安全な個人情報の閲覧・管理の方法を検討する。
また、レセプトには、非開示とすることが適当とされるものもあり、本人が自分のレセプトを全て自動的に閲覧できるようにすることは問題があるとの指摘があること等を考慮する必要がある。
- カードの交付に一定の時間を要することを十分踏まえ、一定期間、カードと現行の健康保険証等が併存する仕組みなど、移行期の対応について検討する。
- 社会保障給付を受け得る全ての人を利用者に想定していることから、ITの利用について不慣れな者にとっても、十分な周知期間を設けるとともに、利用方法を丁寧に説明するなど、理解しやすく、利用しやすいものとする。

10 おわりに

- 社会保障カード（仮称）は、将来的には、より広い用途で利用される可能性を有している。
 - ・ 例えば、雇用保険や労災保険における利用が考えられ、また、情報を電子的に閲覧する際に厳格な本人確認を行うことができる基盤が、社会保障カード（仮称）や電子私書箱（仮称）の導入により整備され、閲覧できる情報の範囲が拡大していくことが期待される。
- カードの導入によって、年金記録や健診情報等の自分の情報の入手がよりいっそう容易になることで、社会システム全体にどのような影響を与えるかを十分考慮する必要がある。
また、入手した個人情報本人以外の者によって、目的外に利用されることを防止する方策についての検討が必要。
その際、過剰な方策は、かえって利便性を損なう可能性があることに留意する必要がある。
- 社会保障カード（仮称）の有効性について評価し、改善につなげていくための評価手法を検討し、PDCAサイクルの下、不断の見直し、改善が行われる仕組みを構築する。
- 今後、具体的な仕組みの検討を進め、費用等を含めた選択肢を示しつつ、広く御議論いただく。

(別紙)

加入者を特定するためにカードに収録する情報についての検討メモ(案)

案 1 : 各制度共通の統一的な番号を利用

案 2 : カードの識別子を利用

案 3 : 各制度の現在の被保険者番号を利用

案 3 - 2 : 各制度内で不変的な番号を創設し、利用

案 4 : 基本 4 情報 (氏名、生年月日、性別、住所) を利用

※加入者を特定する前段階として、当該 IC カードの正当性を確認することが必須であることから、どの案においても、カードの IC チップには、カードを特定するためのカードの識別子 (カードを識別する記号等) 等を記録する必要がある。

※各選択肢の内容は現時点での整理であり、更に精査し、検討をすすめる必要がある。

案 1 : 各制度共通の統一的な番号を導入

- ・ 統一的な番号をカードに収録。
- ・ 加入者は自らの番号を認識し、その番号により資格確認やサービスの利用が可能。

(主な特徴)

- ・ 生涯を通じて本人確認がしやすくなる。
- ・ 番号は住所変更等では変わらないため、IC チップの情報を書き換える必要がない。
- ・ 全ての個人に付番することに対して様々な考え方がある。
- ・ 制度統一的な番号の導入によって、番号の目的外利用の可能性が生じる。

案 2 : カードの識別子を利用

- ・ そもそも記録されているカードの識別子 (カードを識別する記号等) を利用する。

(主な特徴)

- ・ カードの識別子はカードを識別する記号に過ぎず、目的外に利用される可能性は低い。また、カードを変更することで、カードの識別子も変更されることとなる。
- ・ カードの識別子は住所変更等では変わらないため、IC チップの情報を書き換える必要はない。
- ・ 利用者にカードの識別子が知らされない場合、各制度への加入手続や紛失等によるカードの再発行の際に、カードの識別子を活用することができない。

案 3 : 各制度の現在の被保険者番号を利用

- ・ 現在の各制度の番号を全てカードに収録する。

(主な特徴)

- ・ 現在と同じ番号を利用するため、新たな番号等を創出する必要がない。
- ・ 医療保険と介護保険においては、住所変更等により、被保険者番号が変わり得るため、その際には、被保険者は ICチップの情報の書き換えを求める必要がある。
- ・ 将来、機能を拡張する際に、新たな番号等を ICチップに書き込む必要がある。

案 3 - 2 : 各制度内で不変的な番号を創設し、利用

- ・ 基礎年金番号に加え、医療保険と介護保険においても住所変更等で変わらない番号を設定し、各制度の番号を全てカードに収録する。

(主な特徴)

- ・ 住所変更等によっても被保険者番号が変わらないことになるため、住所変更等に伴い ICチップの情報の書き換えを行う必要がない。
- ・ 医療保険や介護保険について、新たな番号の付番を行う必要があり、番号の管理を統一的行う仕組みが必要となる。

案 4 : 基本 4 情報 (氏名、生年月日、性別、住所) を利用

- ・ 基本 4 情報をカードに収録する。

(主な特徴)

- ・ 「番号」を用いない形となっている。
- ・ 資格確認の中継データベース、保険者、カードの ICチップのそれぞれの 4 情報について、常に同期をとる必要がある。
- ・ 住所変更や氏名変更の際、カードの ICチップの収録情報の書き換えが必要となる。
- ・ 4 情報がすべて一致する他者が存在する可能性がある。